花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1月までごとに1平方メー

トルまでごとに2,750円

旅客の取扱いの目的で搭 1回につき5,390円

## 岩手県条例第64号

建物占用料

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例(昭和38年岩手県条例第43号)の一部を次のように改正する。					
改正前			改正後		
(重量制限)			(重量制限)		
第4条 前条の規定により空港施設を使用する	者(以下「使用者」という。	)	第4条 前条の規定により空港施設を使用する	者(以下「使用者」という。)	
は、航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が33トンを超えること		<u> 논</u>	は、航空機等級番号(国際民間航空条約の附属書14に規定する航空機等級番		
となる場合は、空港施設を使用してはならなり	ハ。ただし、知事の許可を受	け	<u>号をいう。)が68を超える航空機</u> を使用して	はならない。ただし、知事の許	
た場合は、この限りでない。			可を受けた場合は、この限りでない。		
2 前項の規定による換算単車輪荷重は、当該航空機の離陸重量又は着陸重量					
にそれぞれ次の各号に掲げる主脚の型式に応	じ、当該各号に定める換算係				
を乗じて算出するものとする。					
(1) 主脚が単車輪の場合 0.45					
(2) 主脚が複車輪の場合 0.35					
(3) 主脚が複複車輪の場合 0.22					
3 知事が <u>第1項ただし書</u> の規定により許可をする場合は、空港施設の状況、		\ <u>\</u>	2 知事が前項ただし書の規定により許可をする場合は、空港施設の状況、使		
使用頻度等を考慮し、空港施設が当該航空機の安全離着陸に耐え得るかどう		う	用頻度等を考慮し、空港施設が当該航空機の安全離着陸に耐え得るかどうか		
かを確認しなければならない。			を確認しなければならない。		
別表第2(第18条関係)		月	別表第2(第18条関係)		
区 分	金額		区 分	金額	
[略]			[略]		

用料

建物占 航空旅客 旅客の取扱いの目的で常

取扱施設 時占用する場合

1月までごとに1平方メー

トルまでごとに300円

		乗の手続から航空機が離	
		陸するまでの間に限り使	
		用する場合	
		旅客の取扱い以外の目的	1日までごとに1平方メー
		で占用する場合	トルまでごとに100円
	その他	也の建物	1月までごとに1平方メー
			トルまでごとに300円
備考 支柱又は支線は、1本とみなす。		7は支線は、1本とみなす。	

<u> 伽考</u> 文仕乂は文様は、1本とみなす。

m万L 文仕乂は文禄は、L本とみなす。

2 航空旅客取扱施設を旅客の取扱いの目的で常時占用する者が電気 を使用した場合の建物占用料の額は、この表により計算した額に実 費を基準として知事が定める額を加算した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成23年7月28日から施行する。